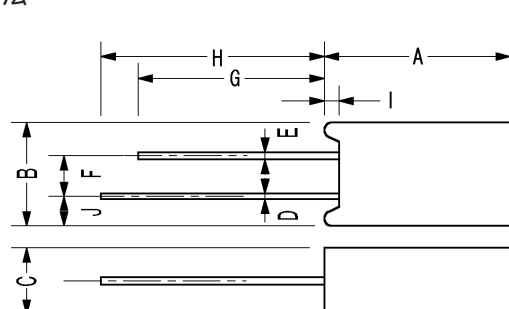


## モデルA 5 3 Kの定格

タイプNo.	A53K-5R1J	A53K-6R8J	A53K-100J	A53K-150J	A53K-220J
公称抵抗値	5 .1	6 .8	1 0	1 5	2 2
抵抗値許容差	± 5 %				
公称動作温度	1 3 0				
定格電力	1 .6 W (2 5 を超える場合は負荷軽減曲線による)				
最高開回路電圧	2 5 0 V <sub>AC</sub>				
最高過負荷電力	7 0 W				

## 寸法



(mm)

A	B	C	D	E
25± 1.5	14± 1.0	9.0± 1.0	0.8± 0.05	1.0± 0.05
F	G	H	I	J
5.5± 1.0	25min.	30min.	2.0± 0.5	4.0± 0.8

遮断特性及び負荷軽減曲線は、別途資料を用意しておりますのでご請求下さい。

## モデルA 5 3 Kに内蔵された温度ヒューズの温度定格

公称動作温度	1 3 0
ホールディングテンブ	1 0 2
マックステンプリミット	2 0 0

## モデルA 5 3 Kの取得海外規格

取得規格	認可番号
U L	E50082
C S A	LR40743, LR57404
T Ü V	R50036522
C C C	2002010205005768

## 用語説明

## 公称動作温度 ( Rated Functioning Temperature)

電気用品安全法では公称動作温度と呼び、海外規格 [UL102Q CSA C22.2 No.209 IEC6069等]ではRated Functioning Temperatureと呼びます。

温度ヒューズに検知電流を流し、規格に定められた昇温速度で動作させた時の動作温度は、公称動作温度に対し、電気用品安全法では± 7、IEC規格に準じた規格では、+ 0、-10 の範囲でなければなりません。 弊社の公称動作温度 (Rated Functioning Temperature)は両者の規格を満足させる温度です。

## ホールディングテンブ (Holding Temperature)

温度ヒューズに電流を流すと電流値に応じて自己発熱が生じ、無負荷時よりも低い環境温度で温度ヒューズが動作します。そのためUL規格とCSA規格では定格電流を168時間流し続けても動作しない温度ヒューズ本体の最高保持温度をホールディングテンブと呼んでいます。弊社ではCCC認定にはホールディングテンブを設定していません。

## マックステンプリミット (Maximum Temperature Limit)

温度ヒューズやリード線に力が加えられていない状態で、動作した温度ヒューズが10分間再導通しない最高温度とIEC規格に準じた規格で定義されています。

## ⚠ 警告

本書はヒューズ抵抗器の取り扱い注意事項を述べたものです。この注意事項を厳守されない場合、ヒューズ抵抗器が動作温度より低い温度で動作したり、動作温度を超えても動作しなくなるおそれがあります。また不適切な取り扱いにより生じる問題につきましては貴社の責任となり、弊社は責任を負いかねますのでご了承下さい。

1. ヒューズ抵抗器には、電気定格、温度定格が定められています。それぞれの定格の範囲内で使用して下さい。
2. ヒューズ抵抗器本体の温度が、連続して表1に示す温度を超えないように設定して下さい。

表 1

ヒューズ抵抗器の 公称動作温度	常時使用温度 (上限)
対象製品	A * * *
1 3 0	9 0

3. 家電・OA機器等の一般機器に使用される範囲を超える特殊な環境下として、例えば、ヒューズ抵抗器を水や有機溶剤等の液体中、腐食ガス（主として亜硫酸ガスや窒素酸化ガス）雰囲気中、高湿度雰囲気中、高・低圧雰囲気中、引火性雰囲気中で使用しないで下さい。内蔵されている温度ヒューズのエポキシ樹脂が劣化し気密性が低下する為、ヒューズ抵抗器が動作温度より低い温度で動作したり、動作温度を超えても動作しなくなる等不具合を生じるおそれがあります。
  4. ヒューズ抵抗器は、家電・OA機器等の一般機器に使用されることを前提に開発しており、航空機関連機器や医療機器の生命維持に関する機器、輸送機器のエンジン制御に関わるユニット、原子力関連機器に使用しないで下さい。
  5. ヒューズ抵抗器の機能を発揮させる為には、機器に合ったヒューズ抵抗器を選択し、ヒューズ抵抗器の取り付け位置や取り付け方法を、機器毎に適切に設定することが必要です。それらを機器毎にお客様自身で行う試験により確認して下さい。また、その時は機器の通常使用状態だけでなく、異常状態でヒューズ抵抗器が動作することも確認して下さい。
  6. ヒューズ抵抗器は、スイッチング電源の突入電流制御素子として開発されたものであり、突入電流以外流れないように使用して下さい。
- 3及び4項に示す特殊な用途でご使用される場合は、必ず弊社営業担当者にお問い合わせください。

このカタログの記載内容は2004年3月現在のものです。

## 内橋エステック株式会社

本社  
大阪営業セクション 海外営業セクション

〒538-0041 大阪市鶴見区今津北2丁目9番14号  
TEL(06)6962-6666 FAX(06)6962-6668

東京営業セクション

〒171-0022 東京都豊島区南池袋3丁目18番37号(都竹ビル)  
TEL(03)3989-1481 FAX(03)3989-1487